

協同組合とは何か・協同組合の取り組み

「労働者福祉運動の現状と課題」

～連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会へ～

佐藤 昇 治 ((一社) 山形県労働者福祉協議会 専務理事)

はじめに

皆さんこんにちは。一般社団法人山形県労働者福祉協議会、専務理事の佐藤と申します。私は山形県酒田市の生まれです。実は、山形県内でも1976年10月に酒田大火と呼ばれる火災がありました。消防署の方が1人亡くなられ、1,003名の方が負傷、12時間にわたり延焼して1,774棟、22.5ha(サッカーのピッチの23個程度)が焼失した戦後4番目の大火です。当時、東京に学生でいた私は、年末にようやく帰省できました。その夜、雪が降るなか焼け跡を見るとあたかも戦時中の空襲の跡地のようなものでした。小高い丘の頂まで見渡す限り焼け野原です。大変寒々しい風景が広がっていました。私は労福協の前職が全労済です。火災共済やこくみん共済などの共済を扱っている事業団体です。全労済の就職試験を受ける契機の一つが、酒田大火の焼け跡を見て感じたこととなります。

今回の講座のテーマは、「労働者福祉運動の現状と課題」連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会です。

1. 山形県内の労働者自主福祉運動

労福協の設立とあゆみ 正式な法人名称は、「一般社団法人山形県労働者福祉協議会」です。設立は1953年、山形県労働組合福祉対策協議会として、労働組合の福祉対策部門が集まり福祉に関する協議をすることから始まりました。その後、1955年に山形県労働福祉事業団体協議会と名称を変更しました。そして現在に至る山形県労福協の前身は、1976年に発足し、2016年に40周年を迎えることができました。その間、2008年に社団法人山形県労働者福祉協議会、2012年に一般社団法人山形県労働者福祉協議会と組織を移行しています。一般社団法人とは、営利を目的としない非営利団体です。一般社団法人の非営利とは、利益配分をしない、配当を出さないということを言います。一般社団法人も事業を継続するためには、利益をだす必要がありますし、配当として利益配分さえしなければ問題はありません。

組織構成と実施事業 1労働団体、6事業団体、11地区労福協が構成組織です。労働団体は連合山形、そして事業団体は、金融の労働金庫、保障の共済関係が全労済、購買等の生協、会館事業の一般社団法人福祉センター、教育資金の利子補給事業を公益財団法人教育基金協会が実施、労働界のシンクタンクが一般社団法人経済社会研究所です。また、県内には35自治体がありますが、それぞれを11地区に区分して地区労福協が設立され活動しています。

組織関係図 全国レベルには中央労福協(労働者福祉中央協議会)があり、中央労福協と山形県労福協は、上部組織・下部組織の関係であり、中央で決めたものは山形でも取り組むこととなります。中央労福協に対する意見は山形県労福協を通じて反映する仕組みです。一方、山形県労福協と各地区の労福協については、並列の関係になっており、各地区労福協がそれぞれの主体性で活動しています。

2018年度事業計画(抜粋) 活動の重点は3点です。1つが奨学金問題の解決など「貧困」や「格差」のない地域社会に向けた活動です。2つが労働運動と労働者自主福祉運動(協同組合)の提携による活動。3つが労働者福祉の活動の強化と共助拡大の活動です。具体的な内容についてご説明します。

(1) 勤労者の総合生活支援では、3つの活動を行っています。①「生活なんでも相談」、フリーダイヤルによる電話や面談で県民の皆さんからいろいろな相談を受けています。また、「生活困窮者の家計相談」、こちらは、家計に問題を抱える生活困窮者の方の家計再生に向けて支援をしています。②「就労支援事業」、山形テルサのハローワーク支所の一角にトータルジョブセンターがあり、山形県求職者支援センターはその構成団体の一員です。求職者の方で住宅や生活に困っている方への支援を行っています。③「暮らしの講座・セミナー」を開催して暮らしに役立つ研修等を実施しています。

(2) 労働者福祉の政策実現と調査研究では、3つの活動を行っています。①毎年、山形県に対し制度政策

要請を行っています。②県内勤労者に関わる諸問題、諸課題の調査研究をシンクタンクの経済社会研究所が行い、労福協は報告書や年報等の作成に協力しています。③全国的な政策・制度の改善にも取り組んでいます。2017年3月に給付型奨学金制度が創設されましたが、中央労福協が労働運動、消費者運動、市民運動の「かすがい役」となり社会運動として取り組んだ結果、制度が創設された経緯があります。

(3) 労働者の教育、文化、交流事業です。①この山形大学寄付講座の支援も2012年の開始時から、労福協として対応しています。また、②勤労者の健康増進、職場の親睦を図るという目的で勤労者体育祭を行っています。これは山形県が最初に始め、軌道に乗った段階で労福協が勤労者体育祭を開催することになりました。71回を数えており、全国でもこれだけ長く続けている体育祭はないと言われていています。③15回を数えるふれ愛チャリティゴルフは、チャリティの収益金を福祉団体に寄付しています。④労働教育支援事業は、「労働ハンドブック」を全県の高校3年生に配付しており、要望があれば出前講座として高校に出向き説明を行っています。先ほど先生から紹介がありましたが、アルバイト先で試験期間中なのに休みが取れないなど問題が出たり困った時に活用してください。⑤勤労者の教育・文化事業の開催やボランティアの推進なども行っています。

(4) 自主福祉活動の支援。地区労福協と県の労福協は並列の関係ですが、①県労福協は地区労福協の活動推進や②地区労福協相互の交流を行います。

(5) 労働者福祉事業団体、協同組合との連携強化。労働者福祉事業団体には、労働金庫、全労済、生協等々ありますが、①事業団体の共通課題の交流や②それぞれの個別課題の交流をはかっています。さらには、③事業団体の利用促進活動の取組。また、④他団体との提携による勤労者福祉活動の強化をめざしています。

(6) 行政機関からの委託事業の実施。一般社団法人をとることにより山形県から委託事業を受けています。①「生活あんしんネットやまがた事業」、先程「生活なんでも相談」と申し上げたもののベースです。2008年から10年目の実施です。②「総合的就業・生活支援事業」、複合的な課題を抱える求職者の方にたいする支援を実施しています。2012年から7年目。そして、③「山形県生活困窮者家計相談支援業務」、生活保護までには至らないが困窮している方々に対する家計の改善を支援しています。2016年から3年目になります。

2. 中央労福協の歴史と理念

敗戦から復興へ～占領統治下の日本 敗戦し、占領統治下の日本では、進駐軍が民主化政策を打ち出します。戦後すぐの1945年、1946年は、2年続けて大凶作になり、続く1947年12月末まで深刻な食糧危機が続きましました。そのなかで進駐軍が民主化5大政策を打ち出しました。①女性の権利拡大として婦人参政権の付与。②社会の民主化として労働法制定（労働組合結成の奨励）。労働三法（労働組合法、労働関係調整法、労働基準法）③教育の民主化として教育基本法の制定（義務教育9年）。④政治の民主化として治安維持法の廃止（思想・言論統制の廃止）。そして、⑤経済の民主化として財閥の解体、独禁法、農地の解放が行われています。

酒田にゆかりのある話題を1つ。戦前、日本一の地主と言われた酒田の本間家は3,000町歩の田地を所有していましたが、農地解放で試験圃場の4町1反を残すだけになったそうです。

労働組合が社会の一大勢力に 相次ぐ労働組合の結成 戦後は飢饉とインフレを背景にし、「食糧よこせ」、「仕事よこせ」という騒然とした情勢となり、労働運動も先鋭化しました。労働組合は社会の一大勢力になり、労働争議が頻発します。1947年の「2・1ゼネスト」は「明日働けるだけの食糧をよこせ」と、全ての官公庁の労働者がストライキを予定。ゼネラルストライキが実施されれば、鉄道、電信、電話、郵便、学校すべてが停止することになります。最終的にはマッカーサーの命令でストライキ中止に至りました。「東芝争議」では、労働者の分断がおこっています。また、昭和27年の「血のメーデー」は、第23回メーデーで暴徒化したデモ隊と警察が衝突して初めて死者が出ました。電気産業（電気事業）に関わっている電産と炭鉱の労働者の方々のストライキがありました。そのなかで電気の正常な供給や石炭産業の保安業務の正常な運営を害する争議行為を制限するスト規制法が生まれました。次の近江絹糸争議は「人権闘争」と言われます。工員が高校に進む時には自社で経営している高校に強制的に転校させる。女性工員が結婚したら退職させる。男性が結婚したら転勤させ別居を余儀なくさせる。本社工場働く200名は全員寮に缶詰状態で働かせるなど、人権を無視した働かせ方に対する闘争でした。そして「三井・三池闘争」は、総資本と総労働の闘いとして有名です。このように食糧や仕事の確保、賃金・労働条件の向上に向けて労働者の意識が非常に高揚した状況にありました。

戦前の労働組合の組織人員は40万人ですが、戦後のこの時期は660万人、組織率がなんと50%、2人に1人が労働組合の組合員という時期でした。現在は、17.1%ぐらいの組織率ですから非常に組織率が高いことが

お分かりいただけると思います。

労福協の誕生 そのような状況のなかで労働組合と生活協同組合の連携で労福協が始まっていくこととなります。相次いで労働組合が結成されるなか、労務用物資対策中央協議会（中央物体協）が1949年に結成されました。労働組合と生活協同組合が連携して、当時の労働団体（総同盟、産別会議、全労連）と各産別組織、生協（後の日本生協連）など、36団体が結集して中央物対協がつけられます。生活必需品や労務物資の確保のため、バラバラの運動ではなく整合性をとった共同調達がはじまりました。

1年後の1950年、労働組合福祉対策中央協議会（中央福対協）に組織改編されます。労働組合活動における生活福祉活動の比重を集中的に高めるため、設立総会趣意書の中で「われわれはこの際、全国的労働団体の福利厚生部門の力を統一結集し、強力な連絡調整、指導のための機関として、ここに労働者福祉対策中央協議会を設け…」とあります。物価の安定、社会保障の確立、住宅政策の推進、労働者の生活改善、レク活動の普及等を目的にあげています。そのなかに生協活動の拡大、働くものの銀行や共済制度の設立を運動課題にしています。そして1964年、現行の労働者福祉中央協議会（中央労福協）へ改変されます。中央福対協活動の広がりを受けて、さらに福祉に対する労働者の主体性を明確にするため、中央労福協と改変されたものです。労働組合と協同事業団体が共同して、統一した組織体として運動（事業）を展開することになります。そして、生協、労働金庫、労働者共済など協同事業団体が次々に誕生し全国的な広がり発展します。

中央物対協の画期的な合意 「この協議会を産業別単産及び単産の上部組織（中央労働団体）の枠を超えたものとし、各単産の福祉対策諸活動を連絡調整しあって、意思統一をはかると共に、互助共済機能の活発化による福祉の増進、社会保障制度の確立、労働者の生活福祉問題解決のための政治的結集をはかる組織とする。」というものです。この合意こそがその後の労働者福祉運動の基本的な道筋を示しています。組織の枠を超えた全労働者の視点に立った福祉の充実、生活向上を目指すという一点での統一、結集の課題がここで合意されました。労働運動では、労働組合間に組織的競合の発生への危惧もあったことから、労働者福祉運動だけは一点で統一をしようと。“福祉はひとつ”という中央労福協創業の精神がこちらです。

労働者福祉運動の基本理念の確立 1974年に中央労福協の第26回総会があり、そのなかで「労働者福祉要求の実現をつうじて、労働者・家族の生活向上と安定を図り、真に平和で豊かなくらしを保障する社会をつくる」とする基本理念を確立しました。

～労働金庫・労働者共済の誕生～

労働金庫 労働者を質屋と高利貸しから解放を 1949年総同盟第4回大会で自主的な共済事業と労働銀行（当時は労働銀行をめざした）の創設を決議しました。相互扶助の精神で、労働者のお金は、労働者の手で管理・運営するというのが目的です。当時、一般の銀行（相互銀行や信用金庫を除く）の個人の融資対象者は、企業の役職者、実業家、専門職、公務員など、ある程度地位と安定収入がある人に限られていました。続く1950年に岡山、兵庫で相次いで勤労者信用組合（現在の労働金庫の前身）が設立されます。そして、1951年総評第2回大会で、労働銀行設立決議が行われました。「労働組合は、豊富な闘争資金を持ちながら金融機能を持たない。いわんや労働者個人の生活資金にいたっては、銀行に預金を持ちながら一切の融資の道を断たれている。そのため高利の質屋、闇金に頼り、ますます生活の困窮に拍車をかけている。この矛盾した状態を一刻も早く解決するため、労働銀行を設立していこう。」と決議されました。これが、労金法制定の原動力となり、1953年に労働金庫法が制定されて、全国的な労働金庫の誕生につながっていきます。労福協を中心に労働者協同組合運動である労金運動が、労働運動の一環として取り組まれてきました。山形では、1952年に信用組合山形県労働金庫として設立されました。

全労済 労働者の手で共済を！ 戦後の日本協同組合同盟の会長が賀川豊彦です。この方は、政治運動、社会運動、組合運動、農民運動、協同組合運動、ほとんどの運動の先駆者でした。この日本協同組合同盟の結成を機に、保険事業への参入を強く主張しましたが、保険会社等の反対から残念ながら実現できませんでした。その結果、農協法や生協法で「共済事業」という名称で保障事業が始まることとなります。その後1950年前後から労働組合と生協関係者から共済事業への関心が強まり、中央福対協が「共済専門委員会」を設置します。これを機に本格的な運動へと進むこととなります。1954年には大阪で火災共済事業が始まりますが、共済が始まる前は保険料が高く、また、一般の個人の方が住宅火災保険を掛けることはまれでした。共済は、仕組みは保険の数理を使った保障ですが、それが助け合いなのか、通常の営利事業なのかという違いがあります。大阪

で1954年に始まった火災共済事業ですが、翌年1955年に新潟で火災共済事業が開始されます。その5か月後に新潟で大火が発生しましたが、集まっていた掛け金は非常に少なかった。ここで、「共済は信用が第一」労働者共済の救いの手を発揮できなければ信用を失ってしまう。「借りた金は返せるが、失った信用は二度と取り戻せない」と、全国の労働組合の協力で掛け金収入を上回る給付の支払いを実現しました。連帯と協同の力が事業の危機を乗り越え、労働者共済事業の社会的評価を勝ち取る歴史に残る一步を標した！とされています。

労働金庫・全労済 生みの親は労働組合と労福協 さらに全労済について申し上げます。1964年にマグニチュード7.5の新潟地震が発生しました。2016年4月の熊本地震、マグニチュード7.3より大きかったわけです。全壊が1,960棟、半壊が6,640棟という大きな地震でした。実は、火災保険は地震が免責となっています。支払の対象外です。この時に新潟県福対協と労済連（全労済の前身）は、総額で火災共済の金額に相当する給付を行いました。保険と共済の違いを明確に示し、今日の礎を築くこととなります。民間の損保と国が共同で地震保険を始めるのが1966年、この新潟地震の2年後にあたります。

一方、労働金庫は、小口の生活資金の融資に始まり、教育ローンや自動車ローン、金融機関で初となる住宅ローンを発売（一般の金融機関が住宅ローンを発売するのは労金よりも後になる）。労働者の生活に密着した金融を展開しています。最近では、多重債務問題に注力し、勤労者の生活再建に尽力をしたということで金融機関の業界誌からニッキン賞を受賞しています。このように、労金や労済と労働組合とは、単なる業者とお客様の関係ではなく、共に運動する主体という間柄にあるわけです。

～労福協の役割・機能～

運動スタイル“福祉はひとつ”社会運動のかすがい役に 2006年12月の貸金業法改正。これは総量規制として年収の3分の1までに貸付額を制限する。あるいは上限金利29.2%だったものを借入金額に応じて15%～20%に引き下げる。貸金業者に対する規制を厳しくする等が行われました。また、2008年6月には割賦販売法改正が行われました。当時は、訪問販売などの悪質商法がまかり通っている時代でした。改正点の幾つかをあげると加盟店の勧誘行為の調査義務や過剰与信防止義務、クレジット規制の強化などが行われて、悪質商法の根絶を目指しました。直近では給付型奨学金制度が創設されています。これらを推進した運動は、労働組合、労働者福祉事業団体の取り組みに止まらず、労働運動・消費者運動・市民運動が融合して取り組んだ成果です。「同質（労働組合や労働者福祉事業団体）の協力は、和（足し算）にしかないが、異質なもの（労働組合、消費者団体、市民団体、NPO）の協働は積（掛け算）になる」といわれます。中央労福協の創業の精神「福祉はひとつ」の体現として、中央労福協が社会運動のかすがい役、つなぎ役となり、こういった画期的な法改正に結び付きました。

3. 労働運動をめぐる時代認識

～いま、どんな時代に生きているのか～ 2012年は国連が定めた国際「協同組合」年です。「世界中に広がる貧困の克服に向けて、協同組合の枠組みは有効である」として、各国政府に対して、協同組合への税制上の後押しなど、法律的な後押しを奨励しました。また、2011年は国際「森林」年、2013年には国際「水」協力年がありましたが、これらは、環境循環型の社会を重視する世界的な趨勢から定められました。そして、2016年に「協同組合の思想と実践」がユネスコの無形文化遺産に登録されました。昨今では「SDGs」持続可能な開発目標が2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択されています。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、17分野で国際目標が設定されています。日本政府も、SDGs実施方針のなかで、連携するステークホルダー（利害関係者）の一つとして協同組合をあげています。このように、協同組合への評価や期待が高まっています。本年12月15日にはCOP24でパリ協定（温暖化対策のルール）が採択されています。残念ながら米国が脱退するということがあります。

新自由主義の横行と品格なき拝金主義 「貧困は自己責任」、「給与等は成果主義」こういう自己責任と成果主義を強調したのが新自由主義政策ですが、これが非常に幅を利かせてきました。「金を儲けて何が悪い」という品格なき拝金主義等も蔓延してきました。この新自由主義、規制緩和については、人々の暮らしを便利にした、あるいはより豊かにするというプラスの一面がありましたが、一方、格差の拡大に繋がって、持つ者と持たざる者の差が大きくなったことが問題です。小泉純一郎、竹中平蔵の規制緩和、このなかで派遣労働が自由化されました。リーマンショックの時（2008年9月15日）には、大量の派遣切りが発生し、その年の12月31日から翌年1月5日まで東京日比谷公園に「年越し派遣村」が開設されました。500人が集まったと言われ

ています。当時、寮に住んでいた方が首切りにあい、退出させられ住む所がない、食べるものもないということから炊き出しが行われています。

このように、正規労働者と非正規労働者間の格差が固定化して拡大する、そういうなかで貧困格差社会といわれるものが急速に広がっていきます。社会保障制度についても大きく揺らいで、暮らしと労働の破壊が始まってきました。また、家族の絆やコミュニティが崩壊して、職場の連帯や支え合いも劣化していきます。1916年（大正5年）に河上肇さんが「貧乏物語」を記し、2008年に湯浅誠さんが「反貧困—すべり台社会からの脱出」を発表しています。両者は100年近い隔りがあるわけですが、時空を超え、今の日本は大正時代と同じ貧困・格差社会になっているということです。

給与水準、労働条件の大幅な低下 1994年と2017年の給与水準、労働条件を比較した表です。年収200万円以下の方は“ワーキングプア”と呼ばれるわけですが、この方々は、1994年には17.7%でした。一方、2017年には4.2ポイント増加をして21.9%、5人に1人がワーキングプアとなっています。前年からは若干改善されていますが、1994年との比較では、300万円以上の各収入区分で全て減少しており、ワーキングプアにシフトしています。

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移 生活保護受給者数については直近では212万人、平成27年3月がピークで減少に転じています。一方、生活保護世帯数は約164万世帯と、高齢者世帯で生活保護の受給者が多くなっているため、引き続き増加しています。

権利意識の低下と労働条件は比例する NHK放送文化研究所が5年毎に調査をしている「日本人の意識調査」40年間の比較資料です。ひとつめ「労働組合をつくる団結権が憲法で国民の権利として保障されているのを知っている」という設問に対する回答は、1973年に39.3%だったものが、2013年には17.6ポイント減少し21.7%になっています。ふたつめ「労働条件について強い不満が起きた場合、労働組合をつくる」と答えた方が、31.5%から15ポイント減少し16.5%となっています。そして、みつめ「労働組合の組織率」が33.1%から18%になっています。3項目すべてで15ポイント以上減少しており、権利意識が低下すると、それに比例して組織率が低下、その結果として労働条件も低下することになります。

市場経済の暴走と崩壊 暴走をとどめる装置とその劣化 この経済社会の枠組みの表は、上段が市場経済、中段が左から自給経済、連帯経済、公共経済、そして下段はストック経済とそれぞれ領域を表示しています。市場経済万能社会では、市場経済の領域が膨張し、自給経済および連帯経済の領域が削られ、公共経済の領域も縮小していきます。その原因としては、1つが職場の劣化に関連するものです。①仕事・熟練を通じた人間の信頼が軽視され、②成果主義と能力主義により経営者の倫理観が喪失し、③法的規制（労働者保護規制）が緩和（非正規、派遣労働などが解禁）されてきました。そして、それに対して④労働組合の対抗力（組織力）が低下してしまいました。こういう職場の変化があります。2つが地域社会の変化です。⑤自給経済（自分で物をつくったり、修理する）が縮小し、⑥連帯経済（協同組合：温かいお金）が劣勢となっています。お互い様という言葉があります。お互い様の付き合いなどと言いますが、一方でお互い様というのは煩わしいこともあります。相手の言い分もきかなければならないわけで、そういう煩わしさから敬遠されることもあります。そして、⑦中央政府・自治体による公共経済が市場に丸投げされる。この12月に水道法が改正され、水道コンセッション（運営権実施契約）が始まりますが、安全性や事業の継続性はどうかののだろうかという懸念が出されています。

3つが、絆の崩壊です。ストック経済の領域です。地域社会や家庭の崩壊、拠り所の欠如による貧困、そこから社会の分断化が進んできています。本来、市場経済の暴走をとどめる装置としての、暮らしと労働、家族・コミュニティが崩壊し、劣化したため市場経済が暴走してきました。

市場万能主義からの時代の転換 4つのエピソードを紹介します。1つが1994年2月、舞浜会議といわれる経営者サイドの「雇用か株主か」という大激論が行われています。これを受け翌年、日経連が「新時代の日本的経営」を報告します。「日本的な経営のなかで労働者を大事にする」ということを前提に書かれたのがこの報告書だそうです。しかし、本来の前提ではなく「雇用の柔軟化、流動化を、派遣社員などを増やして低コスト経営につなげていく、そのための口実としてつまみ食いされた」というのが、当時執筆した方の主張です。

2つ、2005年9月に小泉郵政選挙が行われました。小泉劇場といわれる劇場型選挙で圧倒的な過半数を制した結果、郵政民営化などの規制緩和に弾みがつきました。このようななかから市場万能主義が台頭し、市場経

済の暴走が行ってきたわけです。3つ、本年8月働き方改革関連法が成立しました。高度プロフェッショナル制度が盛り込まれましたが、非常に問題があります。残業代ゼロ、あるいは死亡につながるような長時間労働を認める制度として反対が非常に多かったにも関わらずです。

4つは、本年12月に外国人労働者の受け入れを拡大する改正出入国管理法が成立し、来年4月には制度がスタートします。現在ある外国人技能実習制度でもいろいろな問題があるわけです。過労死やブラック企業など、働き方改革とは言いながら、実際には働かせる企業側に都合の良い「働かせ方改革」ではないかという指摘もされています。こういう時代ですから、他力本願であってはなりません。この4月には統一地方選挙、7月には参議院選挙があるわけですが、是非、皆様からも民意を示していただければと思います。他力本願では「すべり台社会」になってしまいます。おまかせ民主主義では駄目です。学生の皆さんや労働組合や協同組合として、自分達が社会改革の主体にならなければいけないのではないかと思います。

マネーゲーム化した資本主義への飽き お金の獲得を第一義とする競争至上主義から、そろそろ日本社会が「落ち着いた社会」を求め始めているのではないのでしょうか。今、厚生労働省は、「地域共生社会」を唱えています。制度や分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。是非一度、「地域共生社会」をクリックしてみてください。そして、労福協も関わっていますが、「生活困窮者自立支援法」が本年10月から改正・施行されています。このようなワーキングプアや生活保護に至らないまでも支援を必要とする方々に対する取り組みがあらこちらで始まっています。新自由主義経済から連帯経済社会へと、協同組合の価値の見直しも行われています。先ほど触れた2012年国際「協同組合」年もあります。労働金庫が協同組織の金融機関として唯一、バブル経済やリーマンショックなどの金融危機にも揺るがない経営をしていることに対して、国際的に高い評価を得ています。また、政府のSDGsの実施方針のなかで利害関係者として協同組合があげられ、ユネスコの無形文化遺産にも登録されました。やはり安心して暮らせる社会にするためには、市場や国家だけではなく、連帯、協同セクターとの協働的なネットワーク、地域社会との連携で問題を解決する仕組みが必要なのではないのでしょうか。

突き詰めると、中央労福協の理念である「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」こういうところに行き着くのではないかなと。少子高齢、人口減少社会の今、地方でこそ連帯・協同の仕組みが求められています。

4. 当面する労働運動の課題

最低賃金1,000円の実現と組織化 連合は、すべての人に働く場を保障し、公正な賃金と均等待遇、セーフティネットが組み込まれた「働くことを軸とした安心社会」の実現を目指しています。第1のセーフティネットは、社会保険と労働保険です。そして第2のセーフティネットが、生活困窮者自立支援制度、第3のセーフティネットが生活保護です。この3つでセーフティネットを機能していこうとしています。

一方、組織率の低下があります。非正規労働者が今や雇用労働者の約4割に相当し、年収200万円のワーキングプアは1,085万人を超え、組織率は17.1%にとどまります。100人未満の中小零細の場合については、組織率はわずか0.9%、パート労働者の組織率も7.9%にとどまり、労働運動の社会的影響力を低下させています。よく、公助、共助、自助という3つの「助」が言われますが、最近、法政大学大学院の連帯社会インスティテュート教授の中村圭介さんが、4つめの助「他助」を唱えています。これは、メンバーシップ以外の方をも対象に支援していくということです。今こそ、労働運動とNPOや市民団体との連携により、労働者福祉のウイングの拡大と労働者自主福祉事業の幅広い展開が必要とされています。

最低賃金1,000円 / 労働条件は低位に平準化する 現在、山形の最低賃金が763円、宮城が798円、東京が985円であり、地方と都市で格差が生じています。資料の①ベアを②ベア、②定昇を①定昇に直してください。正社員や組合員の賃金の引上げに関する定期昇給とは、1歳年齢が上がればその分給料が上がるということです。春闘で闘っていく場合はベア（ベースアップ）が上乘せされます。元々のベースである現行賃金をベア分引き上げた新賃金に変えていこうとするものです。それと最低賃金の関係についてふれます。実はパートさんや非組合員の方々の賃金は、最低賃金に依拠した時給になっています。時給は最低賃金を若干なりともクリアすれば問題ないわけですから、山形では763円以上であれば時給は問題ありません。ところが東京では985円ですから、山形では良くても東京では763円では働けないということになります。これから外国人労働

者の方の受け入れ拡大が行われるわけですが、外国人の方々の権利をきちんと保障することも大変な課題ですし、またその方々に支払われる賃金や労働条件がどうなっていくのか。これが最低賃金にも大きく関係することになるのではないのでしょうか。日本で働く労働者の条件が外国人の皆さんの受け入れ拡大によって大きく影響を受けていくということです。

堺の外へと運動と福祉を広げる 社会的労働運動へ ビジネスユニオニズム、ソーシャルユニオニズムという2つの労働運動の形態を紹介しています。前者は、アメリカ型のエージェントと呼ばれるプロパーが行う、組合費を支払う組合員だけを対象にサービスを行う組合運動です。ビジネスでやっているわけです。一方、ソーシャルユニオニズムは、組合員以外の労働者、市民にも信頼され、役立つ組合運動を目指しています。社会的労働運動と訳しています。そういった取り組みの一つとして、連合と労金、労済、労福協の4者により、働く人の拠り所の創設、ライフサポートセンターなどと呼ばれる相談の場「拠り所づくり」なども始まっています。山形では「生活なんでも相談」として、フリーダイヤルで一般県民の方々からの電話相談を受けています。

労働運動と労福協運動との関連性 労働運動は雇用や労働条件、税、あるいは社会保障を中心にこの間取り組まれてきました。そして労福協運動は、福祉事業団体の育成強化、その他の生活上の課題、多重債務問題、消費者問題、高齢者課題、生活保護等に取り組んできました。これによっていろいろな法の改正なども行い、給付型奨学金の創設にもつながってきました。そこに欠かせないのが市民団体やNPOなどのネットワークとの連携です。最近、子どもの貧困の調査結果が出されました。それによると山形県の子どもの貧困率は16.1%、6人に1人の子どもが貧困と言え、支援のためのフードバンク（フードドライブ）や子ども食堂などの取り組みが市民団体やNPO等で始まっています。

5. 労働者自主福祉運動の新たな展開

あらためて考える、ろうきん・全労済 ろうきん、全労済は協同組合だったの？ 労働組合・労福協・労働金庫・全労済と協同組合の関係性とは。誕生時、中央労福協は労働運動と生協、労働金庫は生協や労働組合、全労済は労働運動と労福協が誕生時の母体となつてつくられました。最良のビジネスパートナーのはずが！ 労金と生協の事業と運動の関係性が希薄だと言われています。職域生協が衰退したため、労金は縦割り行政の下で労働組合を中心に事業展開をしてきました。一方、生協は、女性の方々を中心に班活動等を行ってきたためなかなか接点がなく、それぞれの取り組みに進んできました。最高のサポーターのはずが！ 同根であった労働組合と生協の関係が疎遠になっています。高度経済成長が進むにつれ、労働組合は、労働者の権利主張、組合員の賃金労働条件向上、生協は、組合員拡大・事業（利用）拡大などを最重点化（優先）したことで、共通となる運動課題の方向性が変化してきた。そのようなことが疎遠要因のひとつになったと思われまふ。改めて連携を考えなければいけないということです。

協同組合と株式会社、その違い！ 山大到生協がありますが、教科書などを買う時には、生協の組合員になってから購入します。つまり組合員にならないと利用できない。員外利用の禁止が生活協同組合には課せられています。また、地域で設立する生協には地域規制があります。例えば、全労済は、正式には山形県勤労者共済生活協同組合ですが、地域規制のため、山形県内の事業活動に限定されています。最もよく言われるのは、株式会社は、株主が資本を出し、会社がなんらかの商品やサービスを提供し、一般消費者がそれを購入します。一方、協同組合は、組合員が出資し、組合員（の代表）が運営し、組合員が商品やサービスを利用します。そして、配当の原理が異なります。株式会社では、1,000万円の資本金を2の方が出資し、100万円の利益を得た場合は、それぞれの出資額に応じて60万円、40万円が配当されます。一方、協同組合は、1人1,000円の出資金を1万人の組合員が出資したと仮定します。100万円の利益については1万人の組合員に対して、それぞれの組合員が利用した分量に応じて還元されます。出資額ではありません。

非営利とは？ 営利を目的としないという意味が、農業協同組合法と消費生活協同組合法の非営利（営利を目的としてその事業を行ってはならない）では英文で違っています。これを今日的に定義すれば、「剰余金の処分は利用高に応じた配分を第一義とし、出資金の配当はしない、若しくは劣後にする」となります。

時間も少なくなりましたので、次の2項目は、ポイントのみ触れます。

“業者・お客様”の関係から共に運動する主体に 出資金をお支払いいただいた組合員の皆さんから事業を支える主体者として事業の利用を高めていただく、協同組織の神髄は、連帯・支え合い・助け合いです。労働組合の議案書に労金運動・全労済運動を記載いただき、主体として共に推進しましょうと呼びかけています。

協同事業の社会的価値と力量を高める 協同組合経済（血の通った温かいお金）について、労働金庫を例にすると、労金にした預金は、生活者の教育・住宅・マイカーローンなどに活かされ、還元もされます。昨今、グッドマネー（意思を持ったお金）が社会を変えるといわれ、SRI（社会的責任投資）が注目されています。従来の企業の成長性や財務の健全性などに加えて、環境・人権・社会問題などへの取り組みを投資基準として考慮する投資の考え方です。少子高齢社会に対応する骨太の血の通った融資政策が求められます。

彼らの教えに共通する精神とは

先人の考えに学ぶ 二宮尊徳は「五常講」という信用事業を行いました。原始的な信用事業でいわゆる利息を取らない信用事業です。100万円を借りて5年で均等返済するとします。当時は一般的に年利2割ですから毎年20万ずつ返礼しても利息だけに充当され、元本はいつまで経っても減りません。一方、五常講は、5年間20万円ずつ払うと借金返済が完了します。ただし、続きがあり20万ずつ返済して完済できたのは周りのおかげだから、お礼にもう1年20万円出さない、と。これを報徳冥加金といいます。6年で120万円返済することになり、実質金利は6.2%です。現在の東北労金のマイプラン（無担保ローン）の利率も4.4~6.4%ですから、妥当なものと言えます。また、「経済無き道徳は戯言であるが、道徳なき経済は犯罪である。」という報徳思想が、残されています。

つぎの賀川豊彦には、協同組合中心思想7カ条があります。利益共楽（生み出した利益はみんなで分かち合う）、人格経済（強欲に走らない）、資本協同（元手はみんなで持ち寄る）、非搾取（誰も掠め取らない）、権力分散（一人一票原則、現場の近いところで決めていく）、超政党（政府や政党におもねることのない自立の精神）、教育中心（これらを繰り返し伝え学び勉強する）の7つです。さらに「理念・道徳と本音・本性、人間のこころはいつもその間を揺れ動く！」そのため、常に学んでいく必要があると指摘しています。

労働運動・労働者福祉運動の課題 ~最も共助を必要としている人々の参加~ 連合が2013年新春アピールで「社会運動の核となり、格差、貧困など社会の不条理に敢然と立ち向かっていく覚悟です。そのためには、労働金庫、全労済、労福協等と培ってきた共助の輪に、非正規労働者、長期失業者など最も共助を必要としている人々が参加できるよう、具体的な取り組みを進めなければなりません」と、メンバーシップ内での共益だけではなく公益にもこの活動を広げていくとアピールをしました。労働組合は社会的労働運動をすすめる使命をもつということです。また、協同組合も共益組織ですが、公益に最も親和性のある組織といわれています。

新しい公共 公共と言うと行政を思い浮かべますが、行政だけが公共の担い手ではありません。「地域の様々な主体である市民団体、NPO、協同組合や企業などが、公共の担い手の当事者として自覚と責任を持って活動することで、支え合いと活気ある社会をつくる」という考え方が「新しい公共」といわれるものです。少子高齢、人口減少社会のなかで今まさに必要とされています。

民主制の担保と事業の両立を 民主的理念（運動）と事業遂行性（事業）を両立させることの難しさは、協同組織として永遠の課題です。そのなかで、民主制こそが協同組合の特性であることを自覚する必要があります。また、運動と事業は車の両輪です。片輪がはずれては、労金運動や全労済運動に展望はありません。労働運動、事業組織それぞれの役割分担を自覚し、高め合えるよう相互けん制を発揮する必要があります。

最後の締めくくりに進みます。

あらためて「連帯」と「自由」の意味を考える 先ほど申し上げましたが、今貧困状態の子どもは全国で13.9%、山形では16.1%です。6人に1人が貧困状態。貧困状態というのは、平均的な給与の半分以下の生活をしているという部分です。平均給与が540万円程度ですから、その半分270万円ぐらいになりましょうか。それ以下の人達の子どもの16.1%、6人に1人いるということです。今の日本社会では生活困窮と孤立が複合した貧困社会が広がりつつあります。競争至上主義から、助け合いの連帯社会にしていくための取り組みを行う必要があるのではないのでしょうか。連合はそこそこ食べられる連帯社会にするために、労働組合、協同組合の役割を発揮していこうと言っています。連帯社会は、いい時も悪い時も支え合い、お互いの違いを認め合い、他人との煩わしい関係も受け入れながら、皆が少しずつ折り合いをつけ生きていく社会です。皆さんも、学業やアルバイトの傍ら、子どもさんの学習支援に協力するなどの経験もあろうかと思えます。是非そのような活動を皆さんの視野に入れていただきながら、今後とも勉学に励んでいただければありがたいなと思えます。